

## 答 申

### 第 1 山口県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の結論

山口県知事(以下「実施機関」という。)の行った公文書の開示決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

開示請求をした者(以下「本件請求者」という。)は、平成 2 1 年 3 月 1 8 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例(平成 9 年山口県条例第 1 8 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、「団地の 株式会社に関する宅地建物取引業法に関する事務の改善について(勧告)」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、宅地建物取引業法(昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号。以下「法」という。)第 7 1 条の規定に基づき、山口県土木建築部長名で株式会社(以下「異議申立人」という。)に対して勧告した文書(以下「本件公文書」という。)を特定した。

#### 3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外の者に関する情報が記録されているため、平成 2 1 年 3 月 2 6 日付けで条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている異議申立人に対して意見書を提出する機会を付与した。

#### 4 実施機関の処分

実施機関は、平成 2 1 年 4 月 1 3 日付けで開示の決定(以下「本件処分」という。)を行うとともに、その旨を本件請求者及び異議申立人に通知した。

#### 5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 2 1 年 4 月 2 3 日付けで行政不服審査法(昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号)第 6 条の規定に基づく異議申立てとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

#### 6 執行停止の決定

実施機関は、平成 2 1 年 4 月 2 7 日付けで本件処分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人に通知した。

## 7 参加

実施機関は、本件請求者からの申請に基づき、平成21年5月11日付けで本件請求者が利害関係人として本件異議申立てに参加することを許可した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

##### (1) 山口県情報公開条例の定め

条例第11条本文では、同条各号に該当するときは、当該公文書の開示をしないことができることと定められている。同条第3号においては、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものが挙げられている。

なお、条例第11条本文では「開示しないことができる」とされているが、同条第3号の公文書の公開が、当該法人の不利益をもたらすことであることからすると、同号に該当する場合、開示しないことは自由裁量ではなく、開示してはならないという拘束力を有する趣旨に理解される。

この点、山口県の情報公開制度を紹介するホームページにおいても、条例第11条各号該当文書は、「開示できない公文書」と説明されているところである。

##### (2) 開示決定された公文書

今般、本件処分により開示が決定された公文書は、平成21年3月11日付で山口県土木建築部長名で異議申立人に対してなされた、「宅地建物取引業法に関する業務の改善について(勧告)」(平20住宅第1510号)(以下「勧告」という。)である。

これは、異議申立人が、法の定めに違反したことを内容とするものであり、これが開示されることにより、不動産の売買を会社の目的の一つとする異議申立人の信用を著しく毀損するものであるから、「公開することにより当該法人に不利益を与える」(条例第11条第3号本文)ことは明白である。

##### (3) 除外情報の定め

条例第11条第3号本文には括弧書で「次に掲げる情報は除く」としており、例外たる除外情報に該当するためには、法人の違法又は不当な事業活動が存在すること、これによって支障が生ずること、公文書を公開することが支障から人の生活を保護するために必要であること、が要求される。

勧告は、同除外情報には該当しないので以下に述べる。

(4) 違法又は不当な事業活動の不存在

山口県土木建築部長は、勧告において、異議申立人が土地売買に関して、「水道配管が私設管であることを説明していなかった」との事実を認定している。

しかしながら、同水道配管は私設管ではなく既に 市（以下「市」という。）に帰属しており、土地売買時、私設管ではなかった。

したがって、本件土地の売却に当たり、異議申立人において、団地内水道配管が「私設管である」と説明することは誤りであり、到底なしうるものではない。ゆえに、異議申立人による「飲用水の供給のための施設の整備の状況」についての説明に、何ら欠くところはなく、法第35条第1項第4号に違反するものではない。

よって、異議申立人には、何ら違法又は不当な事業活動の事実はない。

(5) 現在生じている支障は 及び市によるものであること

今般の住民に生じている不安の原因は、市が 株式会社（以下「 」という。）の署名押印なき給水申込を受け付けなかったことにある。

かかる出来事が、団地住民を不安にさせているのであるが、かかる支障の生じる原因は、開発許可申請時に「給水施設を 市による公共上水道とする」と申告しておきながら、団地内水道配管の市への寄付採納手続きを自ら不当に放置し、その形式的手続不備を理由に団地内水道配管の所有に関する問題を引き起こしている

と、 による水道供給妨害行為に毅然たる態度をとらない市にあるものである。

(6) 人の生活を保護するため、公開することが必要とはいえないこと

ア 調停手続きによる解決に期待されること

異議申立人は、上記認識の下、 及び市を相手方として、 簡易裁判所に対し、民事調停の申立てを行った（平成 年（ ）第 号）。

したがって、同民事調停で法的判断を踏まえた公平かつ合理的な解決が図られることで、団地住民が抱いている不安も払拭されるものと理解している。

しかし、今般、勧告が開示されることになると、勧告がその内容としている、異議申立人が法に違反したとする判断が公にされることで、同判断があたかも覆ることのない終局判断であるかのような印象を与え、団地住民に動揺を与えることになる。また、裁判所にも無用の予断を与えることとなり、適正な手続による解決を阻害するおそれがある。これは、結局のところ、何ら団地住民の利益にもなるものではなく、決して「人の生活保護」に結びつくものではない。

本件事案は、調停において円満な解決が期待される事案であり、本件公文書が駆け引きの道具にされてはならないことを申し述べる。

#### イ 予防効果のないこと

団地内の宅地は全25区画のうち、既に23世帯に対して24区画が売却済みであり、残る1区画に対しては、異議申立人が一旦売買契約を行ったが、上述のとおり が配水管の利用を妨げたことから、契約解消に至っており、事実上、売却できない状況となっている。

したがって、異議申立人において、団地内の残る1区画を新たに売却することは、本件が解決するまでは事実上ありえないので、勧告が開示されることによる人々に対する注意喚起効果は全くない。

また、本件は、開発業者自らが団地内水道配管の市への寄付採納手続きを不当に放置しながら、その形式的手続不備を理由に団地内水道配管の所有に関する問題を引き起こしているという希有な事案であり、本件類似の事案が再発する可能性はきわめて低く、この点でも、本件を開示することにより、人々に注意喚起を行い、人々の生活を保護するという関係にはない。

#### ウ 事件自体は既に報道されていること

本件のような事件が発生していることを、人々に知らしめる必要があるとしても、既に報道によって、事件の存在自体は周知されているから、新たに本件公文書を開示して注意喚起する意味はない。

#### エ 本件公文書の開示が請求されている意味

本件公文書の開示を求める者があるとすれば、その目的は、山口県土木建築部長が本件水道管を私設管であると判断したうえで、異議申立人に対し勧告を行ったという事実自体を開示させることにあり、本件関係者が、異議申立人との交渉を有利に進めようとしているものと理解される。

勧告は行政指導の域を出ないと思われ（不服申し立ての機会を与えられていない）本来、公表すべき性質のものではない。また、勧告が前提とする判断が、覆すことのできない終局判断であるわけでもない。

それが情報公開という手段を通じて公開請求され、山口県知事による安易な開示要件のあてはめにより誤って開示されることは、一部の本件関係者が自己の主張を無理に押し通すために同情報を利用しようとすることに、山口県知事が左袒していることにほかならない。かかる事態は「行政の中立性」に反することである。

#### オ したがって、勧告を公開することが、人の生活を保護するために必要であるとは到底考えられない。

## (7) まとめ

以上の次第であり、異議申立人の「違法行為」は何ら存在せず、現在生じている支障は、異議申立人によるものではなく、及び市によるものであり、しかも勧告の開示が何ら人の生活の保護につながらず、その必要性もないことから、例外的に開示される除外情報には何ら該当しない。したがって、勧告は、条例第11条3号本文によって不開示とされなければならないにもかかわらず、本件公文書を開示することとした山口県知事の本件処分は取り消されなければならない。

## 第4 参加人の主張要旨

### 1 公文書の特定

間違いありません。

### 2 全部開示とした理由

異議ありません。

「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」と判断し、全部公開として頂いたことを高く評価します。

## 第5 実施機関の説明要旨

### 1 公文書の特定

本件開示請求に係る「団地の株式会社に關する宅地建物取引業法に關する事務の改善について(勧告)」として、法第71条の規定に基づき、山口県土木建築部長名で異議申立人に対して勧告した文書を特定した。

### 2 全部開示とした理由

条例第4条の規定では、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとされている。

条例第11条第3号の規定により、法人等に関する情報であって、開示することにより、法人等に不利益を与えるおそれがあるものは、開示しないことができることとされているところ、本件公文書は、条例第11条第3号の法人等に関する情報で構成されており、本件公文書を開示することにより、異議申立人に不利益を与えるおそれがあることが認められる。

しかしながら、条例第11条第3号の規定により「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、開示しないことができる情報から除かれている。

本件公文書で異議申立人に対して勧告した件については、異議申立人が販売した団地内宅地の全25区画のうち、既に24区画が売却済みであるものの、残り1区画について買主となろうとする者及び本件類似の案件で買主となろうとする者の生活を保護するため開示する必要がある。

したがって、本件公文書については、条例第11条第3号口の規定に該当するものと認められることから、全部開示とした。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、山口県土木建築部長が法第71条の規定に基づき、異議申立人に対して勧告した文書であり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第11条について

条例第11条は、公文書の原則開示の例外として、開示をしないことができる公文書の範囲を定めたものであり、「当該公文書の開示をしないことができる」とは、請求に係る公文書に記録されている情報が本条各号のいずれかに該当する場合に限り、実施機関に当該公文書の開示をしないことができる権限を与えたものであって、開示をするか否かの裁量を与えたものではないとされており、さらに、実施機関は、請求があった情報が本条各号で定める非開示事項に該当するかどうかを判断する場合には主観的、恣意的、あるいは従来慣行だけを基準に判断するようなことがあってはならず、情報公開制度の趣旨、目的を踏まえ、客観的かつ合理的に判断しなければならないとされている。

また、同条第3号は「法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。しかし、公益上の理由から、法人等に不利益を与えてもなお公開することが必要であると認められる情報があることから、同号口に規定する「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、開示をすることとしている。

本審査会は、勧告の適否を判断する立場にないことから、実施機関による違法事実の認定を前提として、上述の条例第11条の趣旨及び解釈に基づき、本件公文書の開

示の適否について判断する。

なお、異議申立人は、勧告は行政指導の域を出ないと思われ（不服申し立ての機会を与えられていない）、本来、公表すべき性質のものではないと主張するが、条例第11条には、行政指導であることをもって公開を禁止する規定はない。

### 3 本件公文書について

#### (1) 条例第11条第3号本文の該当性について

本件公文書には、異議申立人が法に違反する行為を行った事実及び実施機関の行政指導の内容が記載されていることから、これが開示されると、異議申立人の今後の事業活動に支障が生じる可能性は十分考えられる。よって、本件公文書を公開することにより、異議申立人にとって信用上の不利益を与えるおそれがあるものと考えるのが相当である。

#### (2) 条例第11条第3号口の該当性について

##### ア 違法又は不当な事業活動の存否について

本審査会は、勧告の適否を判断する立場にない。

##### イ 違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するための公開の必要性について

異議申立人が販売した当該団地内宅地全25区画のうち、既に売却済みの24区画の買主については、勧告によれば、異議申立人の違法行為により、本来受けべき説明が受けられなかったこととなる。そうすると、当該水道配管の所有権の帰属に関し不安が生じていることから、これらの者の生活を保護するため、その支障の排除及び拡大防止を図る観点から本件公文書の開示の必要性が認められる。

また、残り1区画について買主になろうとする者及び本件類似の案件で買主になろうとする者の生活を保護するためには、本件公文書を公開し、人々の注意喚起を促すことが支障の発生未然防止に資するものと考えられることから、本件公文書の開示の必要性が認められる。

したがって、本件公文書は異議申立人にとって信用上の不利益を与えるおそれがあるものとしても、公益上の観点から開示すべきものと認められる。

なお、異議申立人は、「調停手続きによる解決に期待されること」、「事件自体は既に報道されていること」及び「本件公文書の開示が請求されている意味」に言及しているが、これらは、条例第11条第3号口の該当性の判断に当たって斟酌する事項ではない。

#### 4 まとめ

これらのことから判断すると、異議申立人の主張を認めることはできず、実施機関の条例適用に誤りはないことから、本件処分は相当であるといえることができる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

#### 第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり（省略）